

湖西市監査委員公告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により実施した令和 5 年度財務監査（後期監査）の結果に対し、市長より措置を講じたとの通知があったため、同条第 14 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 29 日

湖西市監査委員 土 屋 隆 裕
湖西市監査委員 楠 浩 幸

令和5年度財務監査結果に基づく対応措置

令和6年3月13日付湖監第3号により改善するよう求められたものについて、次のとおり対応しますので報告します。

【担当部署】 図書館、健康増進課

指摘事項	指摘事項に対する対応
<p>施設使用料の減免について、審査が十分に行われていないものがあつた。</p> <p>施設使用料の減免は特別な措置であることを再認識し、その運用については、慎重に行い公平性や透明性が担保できなければならない。</p> <p>そのためには、減免団体を統一する必要があると考える。</p> <p>適正な事務の執行が行えるよう、公の施設の減免団体の見直しをされたい。</p>	<p>全施設について、平成30年の「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」による条例の改正の趣旨・背景を基に、公平性や透明性が担保できるよう減免団体を統一できるものは統一し、統一できない団体については利用目的に基づき厳正な審査を確実に実施するよう見直しを行っていく。</p>